

令和4年函審第14号

裁 決  
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士  
受 審 人 b  
職 名 B船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。  
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年11月5日08時12分

北海道館浜漁港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	4.0トン	0.9トン
登 録 長	9.95メートル	6.89メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
漁船法馬力数	254キロワット	30

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室中央に舵輪を、その前方の棚上に右舷側から、故障中のレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、たら一本釣り漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年11月5日05時00分館浜漁港を発し、同漁港西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、05時30分前示の漁場に到着し、日出を待って06時15分漂泊して操業を始め、僚船約20隻が付近で操業する中、08時08分同漁場内を移動するため発進し、08時09分僅か過ぎヨシ島灯台から271度（真方位、以下同じ。）5.9海里の地点で、針路を108度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、舵輪後方に立った姿勢で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、正船首630メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針前に周囲を一見し、自船より西側で操業している僚船以外の船舶を見掛けなかったことから、自船より東側に航行の支障となる他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、08時12分僅か前船首至近に同船を認め、左舵一杯をとって機関を後進にかけた

ものの、及ばず、08時12分ヨシ島灯台から270度5.6海里の地点において、Aは、船首が090度を向き、1.0ノットの速度となったとき、その右舷船首部がBの右舷船尾部に前方から67度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾に船外機を、同機前方にGPSプロッターをそれぞれ備えた和船型無蓋のFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、たら一本釣り漁の目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日06時30分北海道札前漁港を発し、館浜漁港西方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、07時00分前示の漁場に到着して操業を開始したのち、同漁場内を移動し、08時02分衝突地点付近で、機関を中立運転とし、船首を南南西方に向けて漂泊し、右舷船尾部に腰を掛け、右舷側を向いて同側から竿を1本出し、操業を続けた。

b受審人は、08時09分僅か過ぎ衝突地点で、船首が203度を向いていたとき、右舷船首85度630メートルのところ、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊して操業している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、漂泊して操業を続け、Bは、船首が203度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、右舷船

尾部ブルワークに亀裂を生じたが、のち修理された。また、b 受審人が、海中に転落して誤嚥性肺炎を負った。

(航法の適用)

本件は、館浜漁港西方沖合において、航行中のAと漂流中のBが衝突したもので、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての航法規定がないから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、館浜漁港西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、館浜漁港西方沖合において、漁場内を東方に移動する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、定針前に周囲を一見し、自船より西側で操業している僚船以外の船舶を見掛けなかったため、自船より東側に航行の支障となる他船はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

b 受審人は、館浜漁港西方沖合において、たら一本つり漁を行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が漂泊して操業している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自らが負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月12日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩